

## 資料 1

科学技術・学術審議会  
産業連携・地域振興部会  
(第5回) R5.1.25

# 令和5年度予算案等について

---

科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課

令和5年1月25日

# 地域中核・特色ある研究大学の振興



文部科学省

令和5年度予算額（案） 181百万円（新規）

令和4年度第2次補正予算額 200,036百万円

## 背景・課題

- ✓ 我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠
- ✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開を図るとともに、大学間で効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】  
四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）抄】  
・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。

## 事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援 [ ]は令和4年度第2次補正予算額

### 【支援のスキーム（基金）】

#### 【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業】 1.8億円[1,498億円]

- 事業実施期間：令和4年度～（5年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件（申請毎に複数大学で連携）
- 支援対象：  
強みや特色ある研究、社会実装の拠点（WPI、共創の場等）等を有する国公立私立大学が、研究力強化に有効な他大学との連携について協議のうえ、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する取組（単独大学での申請及び国際卓越研究大学への申請中の大学を含む申請は対象外）  
※ 5年目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文科省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）
- 支援内容：  
上記を具現化するために必要な設備等の整備（30億円程度/件）と合わせて、研究開発戦略の企画や実行、技術支援等を担う専門人材の戦略的な配置や活動、研究環境の高度化等に向けて必要となる環境整備等の取組（5億円程度/件・年）を一体的に支援。  
（注）設備について1大学あたり上限15億円、1件（申請）あたり支援総額は連携大学数等に応じて決定。

#### 【地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業】

- 単価・件数：平均20億円程度 × 最大25件 [502億円]  
（1大学あたり上限10億円、申請毎の連携大学数・内容等に応じて交付額を決定。）
- 支援内容：（注：支援対象は「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に同じ）  
研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要となる施設の整備を支援



- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
  - 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
  - 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得
- ✓ 研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張  
✓ 戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着
- 我が国の科学技術力の飛躍的向上  
地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

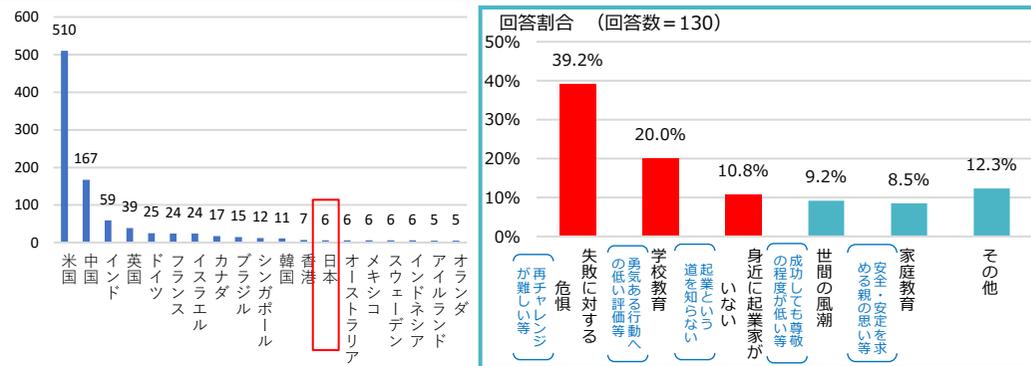
# 国際展開する大学発スタートアップの創出と 高校生等へのアントレプレナーシップ教育の拡大

令和4年度第2次補正予算額 1,500億円  
 ※施設整備502億円については、地域中核・特色ある  
 研究大学の振興の一部と重複計上



## 背景・課題

- ✓ スタートアップ5年で10倍増を視野に、スタートアップを強力に育成するとともに、国際市場を取り込んで急成長するスタートアップを創出していくためには、**大学発スタートアップ創出力の抜本的強化**が必要
- ✓ そのためには、創業前から、**国際市場への展開可能性を検証するための支援や、地域の大学等から生まれる技術シーズへの支援**、起業を志す人材育成の機会を抜本的に拡充することが重要
- ✓ そこで、スタートアップ創出元年である令和4年度から、**国際展開も見据えたギャップファンド等の支援を大幅に拡充**するとともに**アントレプレナーシップ教育の機会を高校生等へと拡大**する



(出所) 一般財団法人ベンチャー・エンタープライズセンター「ベンチャー白書2021」を基に作成

## 事業内容

大学発スタートアップの創出を強力に支援するため、国際市場への展開を目指すスタートアップの創出も含めて支援するギャップファンドプログラムを実施する基金を創設するとともに、地域の中核大学等への施設やスタートアップ創出環境の整備、アントレプレナーシップ教育の高校生等への拡大に向けて以下の取組を行う

## 大学発スタートアップ創出の抜本的強化

988億円【基金】

事業実施期間：令和4年度～（原則5年間）



### ○大学発スタートアップ創出を支援するギャップファンドプログラムの新設

- 拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対して、海外の専門家等からのメンタリングなどとセットで国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラムを創設し、国際市場への展開を目指すスタートアップ等の創出に取り組む

### ○地域の中核大学等のスタートアップ創出体制の整備

- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化に向けて、地域の中核大学等を中心に、地域の金融機関や他大学等と連携して、優れた技術シーズ等を活用した起業を進めるためのエコシステム形成に取り組む

## 起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大

-EDGE-PRIME Initiative-

10億円

- スタートアップ創出の抜本的拡大に向けて、その基盤となる人材の量や多様性を増やすため、拠点都市を中心にアントレプレナーシップ教育の機会を、優れた理数系の才能を有することも始め、将来設計の入り口である高校生等へ拡大
- 件数・単価：1.2億円程度×8拠点
- 交付先：JSTを通じて大学等を支援

## 地域中核・特色ある研究大学の連携による

産学官連携・共同研究の施設整備事業

502億円（※）

- 研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要な施設の整備を支援
- 件数・単価：平均20億円程度×最大25件
- 交付先：大学

※地域中核・特色ある研究大学の振興の一部と重複計上

**背景・課題**

- 将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを産学官の共創（産学官共創）により構築することが必要。
- 今後、**ウイズ・ポストコロナの社会像**を世界中が模索する中、**産学官民で将来ビジョンを策定・共有し、その実現に向かって取り組むことが必要**。
- 経済が厳しい状況にある中、**国が重点的に支援し、大学等を中核とした組織対組織の本格的な共同研究開発の推進と環境づくりを進めることが重要**。

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）抄】  
 ・**地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。**

【デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月閣議決定）抄】  
 ・「**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ**」の改定を順次図りつつ、特色ある強みを活かしたイノベーションにより、新産業・雇用創出等を図るため、「**共創の場形成支援プログラム**」等を通じ、各地における持続的な産学官共創システムの構築を促進する。

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】  
 四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、**特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

**事業内容**

- ウイズ・ポストコロナ時代を見据えつつ、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョン（地域共創分野では地域拠点ビジョン）として掲げ、その達成に向けた、①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発と、②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官連携マネジメントシステムの構築**をパッケージで推進。
- 本事業が、「**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ**」において、**大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置づけられていること**等を踏まえ、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を拡充**。

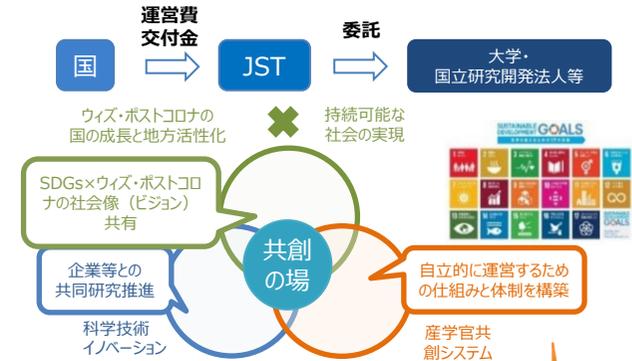
（3つのポイント）

- 「人が変わる」**  
SDGs×ウイズ・ポストコロナに係るビジョンを共有
- 「大学が変わる」**  
持続的な産学官共創システムの整備・運営
- 「社会が変わる」**  
科学技術イノベーションによる社会システムの変革

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、SDGsに基づく未来のあるべき社会像を探索し、参画する組織のトップ層までビジョンを共有。ウイズ・ポストコロナ時代の国の成長と地方活性化、持続可能な社会の実現を目指す。

**産学官共創拠点を自立的に運営**するためのシステム（産学官共創システム）を構築。プロジェクト終了後も、代表機関が中心となり持続的に運営。

ビジョンからバックキャストし、研究開発目標と課題を設定。**組織内外の様々なリソースを統合することで最適な体制を構築し、デジタル技術も活用しつつ、イノベーション創出に向けた研究開発を実施。**ビジョン実現に必要な社会実装、社会システム変革を目指す。



連携のイメージ



共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT)	育成型	目指すビジョンの構築や研究テーマの組成、研究推進体制整備等を実施。進捗管理、ネットワーキングや発展シナリオ等のハンズオン支援及び本格型への昇格審査を実施。	支援規模：3千万円程度/年 支援期間：2年度程度 支援件数：18拠点程度（新規6拠点程度）
	本格型	①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点（共創分野）、②国の重点戦略を踏まえた拠点（政策重点分野）、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点（地域共創分野）について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。	支援規模：～4億円程度/年 支援期間：最長10年度 支援件数：30拠点程度
OPERA (継続のみ)		民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型連携による非競争領域の大型共同研究と博士学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等を一体的に推進。	支援規模：共創PF育成型 1.7億円/年 OI機構連携型 1億円/年 支援期間：原則5年度(育成型6年度)

産学官連携の一体的推進型  
 イノベーションの形成

## 共創の場形成支援プログラム 各分野概要

	共創分野		地域共創分野		政策重点分野
	育成型	本格型	育成型	本格型	本格型
対象分野	科学技術分野全般		科学技術分野全般		国家戦略に基づき文科省が指定するもの (例：グリーン成長戦略)
課題提案者	大学等を代表機関とする3機関以上の連名 (うち、少なくとも1機関は企業であること)		大学等を代表機関とする3機関以上の連名 (少なくとも、企業、自治体からそれぞれ1機関以上参画していること)		大学等を代表機関とする3機関以上の連名 (うち、少なくとも1機関は企業であること)
内容	本格型への ステップアップ	知識集約型社会を牽引する大学等の強みを活かし、ウィズ/ポストコロナ時代の社会ビジョン実現を目指す、自立的・持続的な産学官共創拠点の形成	本格型への ステップアップ	地方大学等を中心とし、地域（自治体、企業等）とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした、自立的・持続的な地域共創拠点の形成	国の重点戦略（政策重点分野）を踏まえた自立的・持続的な産学官共創拠点の形成を推進
拠点ビジョン (ありたい社会の姿)	国レベルやグローバルレベルの社会課題を捉えた、10~20年後の未来のありたい社会像		地域の社会課題を捉えた、おおむね10年後の未来のありたい社会像		国の重点戦略に基づく、10~20年後の未来のありたい社会像
委託費 (間接経費含む)	2.5千万円/年度	最大3.2億円/年度	2.5千万円/年度	最大2億円/年度	政策重点分野ごとに設定
支援期間	2年	最長10年	2年	最長10年	最長10年
拠点数	R2 12拠点 R3 5拠点 R4 4拠点	R2 1拠点 R3 2拠点 R4 5拠点	R2 - R3 8拠点 R4 8拠点	R2 - R3 2拠点 R4 3拠点	R2 バイオ分野 2拠点 量子技術分野 2拠点 環境エネルギー分野 1拠点 R3 公募なし R4 量子技術分野 1拠点
R5新規採択件数	2件程度	育成型からの昇格分	4件程度	育成型からの昇格分	-

※育成型により新規採択を行い、育成期間中に必要な伴走支援を行った上で、本格型への昇格というパスに一本化。

# 共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT) 拠点マップ

R2年度採択拠点
 



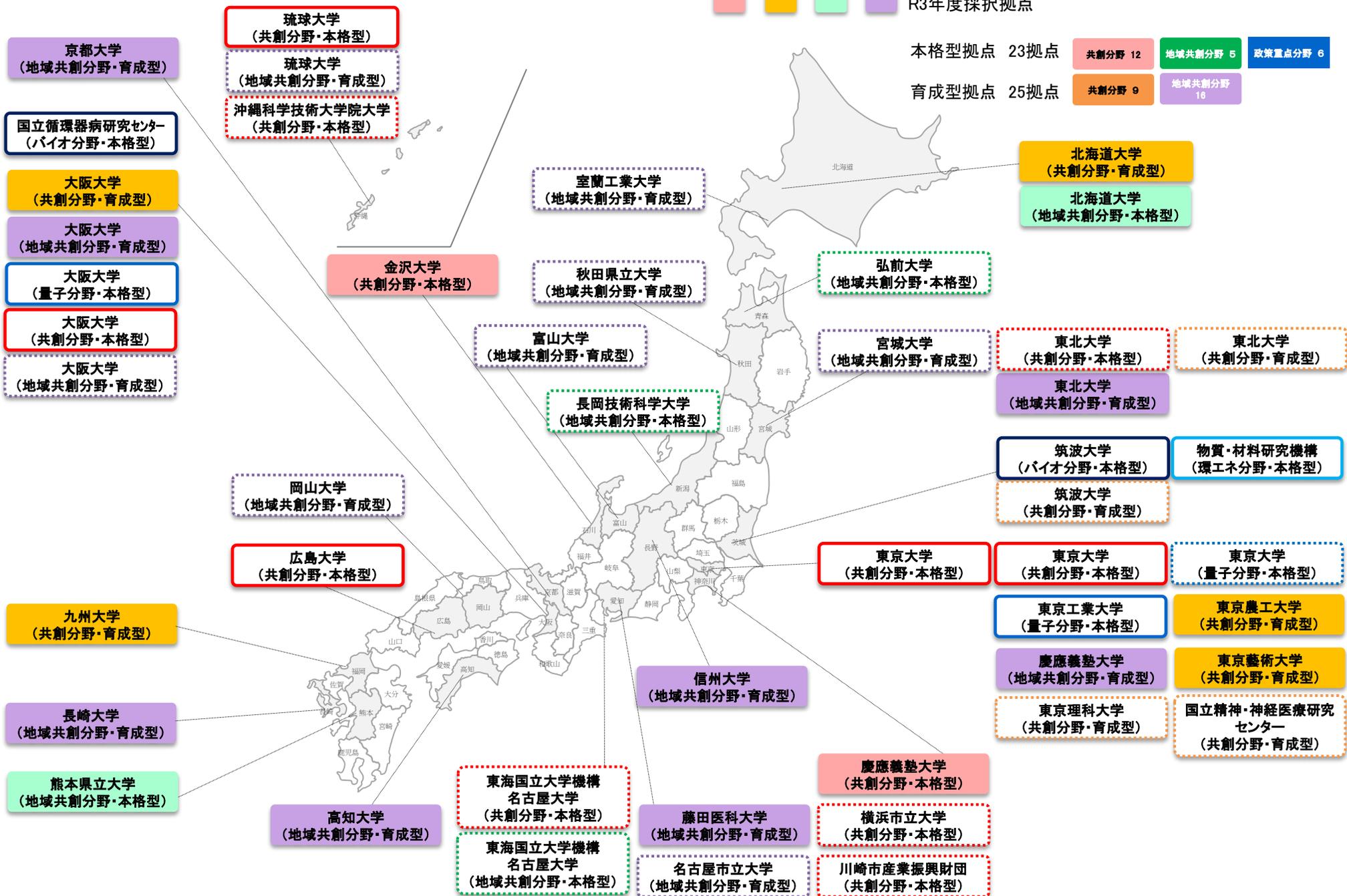
 R4度採択拠点

R3年度採択拠点

本格型拠点 23拠点

育成型拠点 25拠点

共創分野 12	地域共創分野 5	政策重点分野 6
共創分野 9	地域共創分野 10	



## 【背景・課題】

- **経済成長や社会課題解決に向けて、イノベーションの担い手である大学等発スタートアップの活躍は必要不可欠。また、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成を我が国全体で進めていくことが重要。**
- **令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」が決定**されるなど、日本経済成長や社会課題を解決する鍵としてスタートアップの育成が政府の重要課題となっている。

## 【目的・概要】

- **令和2年7月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進する。**
- **起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、社会課題解決等に繋がる新規性と社会的インパクトを有する大学等発スタートアップを創出する。**

令和4年度第2次補正予算額 99,775百万円

※大学発スタートアップ創出の抜本的強化のため基金及び起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大のための予算として措置

### 【経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月閣議決定)抄】

起業拠点の整備を含めて**大学等も存分に活用しつつ**、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて**世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。**

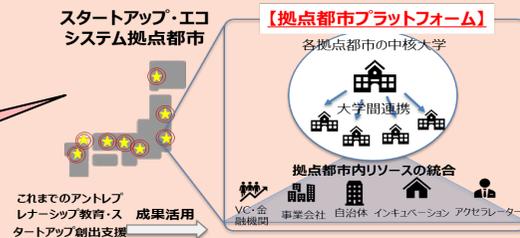
### 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月閣議決定)抄】

スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、**5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定**する。  
 産業界の協力を得て、起業家を教育現場に派遣いただき、**初等中等教育等における起業家教育を推進**する。

## 大学・エコシステム推進型

### 【スタートアップ・エコシステム形成支援】

- **スタートアップ・エコシステム拠点都市（8都市）において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育やギャップファンドを含めた一体的な起業支援体制の構築**による起業支援を実施。
  - 拠点都市に参画する**全大学でオンラインを含むアントレプレナーシップ教育を実施**するなど、我が国全体のアントレプレナーシップを醸成。
- ＜拠点都市の支援＞
- 支援額：1億円程度/年  
支援期間：5年度



- 令和4年度第2次補正予算において、上記拠点に以下を追加措置
- 起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大：10億円（8拠点都市を支援）

### 【大学推進型】

- ギャップファンド及び起業支援体制を整備し、スタートアップ創出力を強化。
- 採択主幹機関：神戸大学、筑波大学、早稲田大学 支援期間：令和2～6年度（5年度）

令和4年度第2次補正予算において、以下について基金を措置

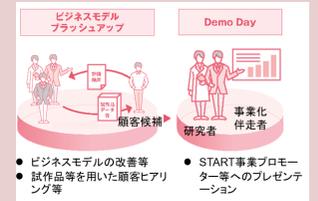
- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化：988億円（事業実施期間：令和4年度～（原則5年間））  
 拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対する国際展開を見据えたギャップファンドプログラムの創設及び地域の中核大学等のスタートアップ創出の体制整備

## プロジェクト推進型



### 【ビジネスモデル検証支援】

- 研究者と事業化伴走者から構成されるチームにリーンスタートアップを基盤とするアントレプレナー教育の提供とビジネスモデル探索活動を支援。
- 支援額：8百万円程度/課題・年、8課題程度  
支援期間：1年度



### 【起業実証支援】

- 事業プロモーター（※）のマネジメントのもと、ポテンシャルの高い大学等の技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略等の構築と、市場や出口を見据えた事業化を目指した研究開発プロジェクトを推進。
- 支援額：40百万円程度/課題・年、11課題程度  
支援期間：最長3年度



（※）事業プロモーター：ベンチャーキャピタル（VC）等の新事業育成に熟練した民間人材を事業プロモーターとして選定し、大学等における技術シーズの発掘と事業計画の策定及び事業育成に係る活動を支援。

# 全国アントレプレナーシップ醸成促進事業

令和5年度予算額（案）  
（前年度予算額）

88百万円  
88百万円



文部科学省

## 背景・課題

- ▶ 感染症に留まらず、今後起こりうる災害や、急速なデジタル化、グローバル化といった**急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成を我が国全体で進めていくことが必要。**
- ▶ 我が国の大学におけるアントレプレナーシップ教育受講者は**約3万人/300万人であり、約1%の学生**にしか提供されていない。
- ▶ 第6期科学技術・イノベーション基本計画等に基づき、**スタートアップ・エコシステム拠点におけるアントレプレナーシップ醸成の着実な推進に加え、その成果を全国に展開していくことが必要。**

### 【新しい資本主義 フォローアップ（令和4年6月閣議決定）抄】

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 （1）スタートアップ育成5か年計画の策定  
スタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する大学において、海外への事業展開に重点を置きつつ、研究成果の事業化の実証を行うためのギャップファンドの確保や海外への事業展開を想定した知財戦略の策定支援を行う。あわせて、海外への事業展開を目指す起業家の育成のための教育プログラムを実施する。また、**2026年度までに年間6万人の受講が行われるよう、全国の大学生にアントレプレナーシップ教育を行う。**

## 事業概要

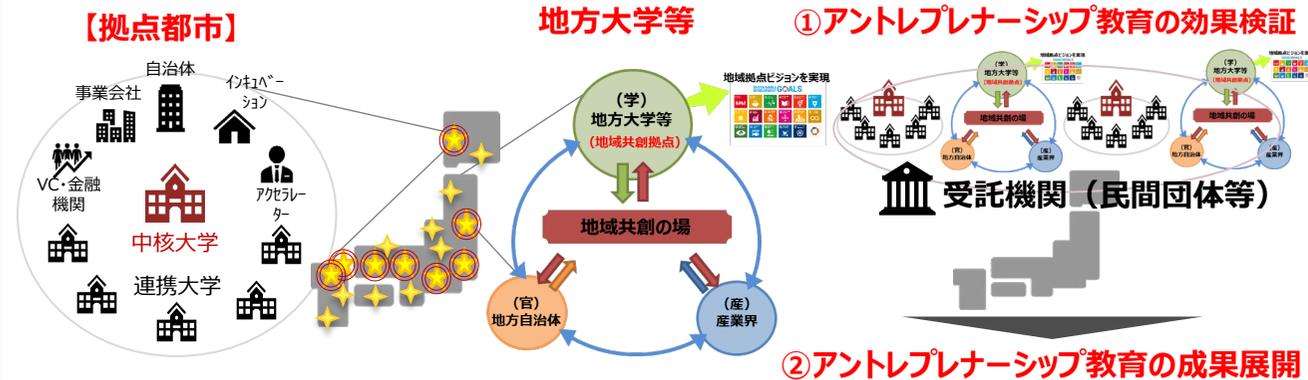
全国及び海外で実施されているアントレプレナーシップ教育について、基礎的なものから実践的なものまで継続的に実施状況とその効果を調査し、収集した効果的なアントレプレナーシップ教育の事例や実施方法を全国の大学に展開することで、スタートアップ・エコシステム拠点都市や地方大学等における着実なアントレプレナーシップの醸成を促進する。

**内容：**全国の大学におけるアントレプレナーシップ教育の実施状況を把握する取組や、アントレプレナーシップ教育の効果についての定量的な調査を長期的・継続的に実施する。また効果の高い取組についてはその事例を他のスタートアップ・エコシステム拠点都市や地方大学に展開することで、全国の大学のネットワークを構築する。



**期間：**令和4年度から令和8年度（5年度）

**事業規模：**80百万円/年 × 1機関



### ① アントレプレナーシップ教育の実施状況・効果検証調査等

- スタートアップ・エコシステム拠点都市や全国及び海外で実施されているアントレプレナーシップ教育プログラムの実施状況の調査。
- アントレプレナーシップ教育プログラムの効果を検証するための指標を開発し、継続的な評価を実施することで、アントレプレナーシップを備えた人材の育成を着実に推進。

### ② アントレプレナーシップ教育の成果展開等

- スタートアップ・エコシステム拠点都市や海外のアントレプレナーシップ教育プログラムの好事例を収集し、全国の大学に展開。
- 成果の普及展開のための標準的な教育プログラムの設計や実施のためのネットワークを構築。

## 背景・課題

- 産学連携による研究開発の拡大・活性化には、大学等の基礎研究成果に基づくシーズと企業のニーズとのマッチングを実現する、全国域での橋渡し活動の拡大と、適切な共同研究相手の探索が必要。
- 適切なマッチングによる産学共同での研究開発プロジェクトでは、ハイリスクだが高い社会的インパクトが見込まれる研究開発を、適切なリスク負担とマネジメントの下で、企業の本気度を引き出すことが必要。
- また、研究開発の成功率向上とリスク低減には、実用化・事業化を見据えた専門人材によるハンズオンマネジメントが必要。

### 【経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定) 抄】

第2章 1. (2) 科学技術・イノベーションへの投資  
 地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。

第2章 2. (3) 多極化・地域活性化の推進 (デジタル田園都市国家構想)

### 【統合イノベーション戦略2022 (令和4年6月閣議決定) 抄】

第2章 1. (4) 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成  
 大学・国立研究開発法人等が有するイノベーションの源泉である知と社会ニーズとのマッチングを加速化するため、産学官共同研究の推進や、若手研究者と産業界とのマッチングを強化する。

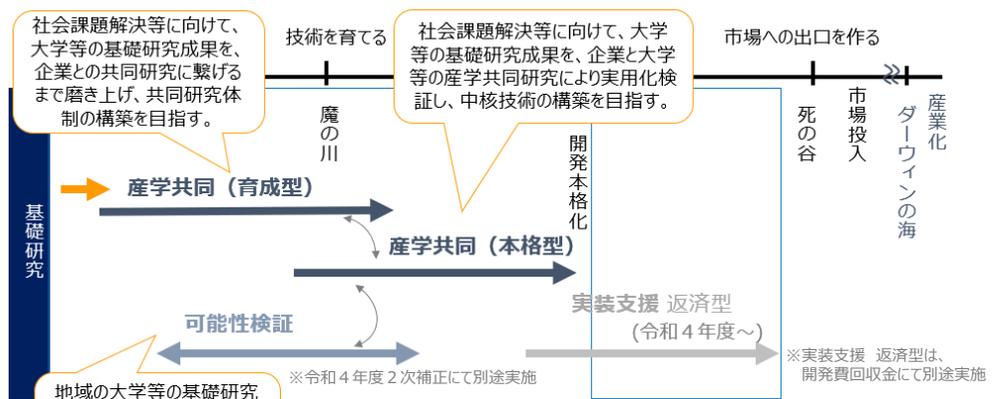
## 事業概要

### 【事業の目的・目標】

- 個々の研究者が創出した成果を「産」へ技術移転  
 大学等が創出する学術を基盤とする多様なシーズの掘り起こしや、「学」と「産」のマッチングを行うとともに、強力なハンズオン支援の下で中核技術の構築や実用化開発等の推進を通じた企業への技術移転を行う。
- 大学等の産学連携研究のすそ野の拡大と底上げ  
 ハンズオン支援等を通じて、産学連携研究のノウハウを提供することで、産学連携に挑む研究者のすそ野拡大と底上げを図る。

### 【事業概要・イメージ】

大学等発シーズの社会実装を目指す研究開発計画を、分野やテーマを問わず広く公募し、研究開発の段階に応じた適時適切な支援を行う技術移転事業。



優れた基礎研究成果を確実に社会実装するために、A-STEP他の支援メニューへのつなぎ込みを行うとともに、START等の起業支援メニューやNEDO等他省庁の事業との連携も強化。

### 【資金の流れ】



	産学共同 (育成型)	産学共同 (本格型)
支援規模 上限金額 最長年度	上限1,500万円 (年額) 最長3年度	上限1億円 (年額) 最長6年度
支援対象	大学等の研究者	企業と大学等の研究者
経費種別	グラント	マッチング ファンド

※ その他、令和4年度第2次補正で措置された「大学発スタートアップ創出の抜本的強化」の基金を用いて、スタートアップ等の創出も視野に入れた、実用化の可能性検証を実施。

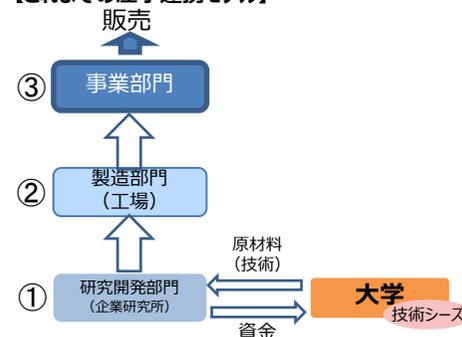
### 地域の中核大学等の産学官連携強化への貢献

- 優れた研究者が所属機関の研究環境に左右されることなく力を発揮できるよう、最先端の研究基盤を活用した世界最高水準の研究基盤を整備するため、A-STEP等の個別の産学連携による支援が求められている。
- 新産業創出・雇用創出等を図るため、各地における持続的な産学官共創システムの構築を促進することになっており、A-STEPもそのための施策として重要な役割を果たすことが期待されている。

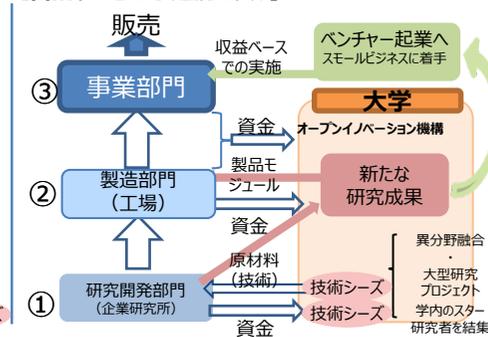
## 背景・課題

- 従来の産学連携は、研究者レベルの小規模・非競争領域（論文発表可）の活動といった大学と企業の研究開発部門との協力が中心。
- 産業界では、従来の産学連携の拡大に加え、研究開発部門のみならず製造部門・事業部門も含めた各階層で大学との連携を行うケースが顕在化。
- 他方、大学から見ると、こうした連携による大型共同研究では、①研究開発の企画、契約額設定、②企業との交渉、③利益相反処理、④進捗管理が複雑化しており、**現状のマネジメント体制では対応が極めて困難**。

### 【これまでの産学連携モデル】



### 【目指すべき産学連携モデル】



## 事業概要

### 【事業の目的・目標】

**企業の事業戦略に深く関わる（競争領域に重点）大型共同研究を集中的にマネジメントする体制の整備を通じて、大型共同研究の推進により国費投入額を超える民間投資誘引を図り、政府目標\*に掲げる企業から大学等への投資（共同研究受入額）3倍増の目標を実現。**

\*日本再興戦略2016、成長戦略フォローアップ（2021）

- 大型の民間投資を呼び込んで自立的に運営されるシステムを大学内部に形成することにより、**大学のマネジメント機能を大幅強化**
- 大型の民間投資の呼び込みにより**大学の財務基盤を強化**
- 企業との深い連携を通じて、社会実装の視点から自らの研究を考察するという意識改革をもたらし、**大学改革、研究力強化、人材育成を加速**

### 【統合イノベーション戦略2022（令和4年6月3日閣議決定）】

○新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、当面は厳しい状況となることが想定されるため、多様なセクター間の連携・融合を更に強固なものとするべく、大学や国立研究開発法人が有する知と社会ニーズとのマッチングの加速化やオープンイノベーション拠点の整備を強力に進める。

### 【事業スキーム】

#### 補助・ハンズオン支援



- ✓ 支援対象機関：大学
- ✓ 事業規模：80百万円程度／機関・年（継続4件）
- ✓ 事業期間：平成30年度～（原則5年間支援）

### 【事業概要】

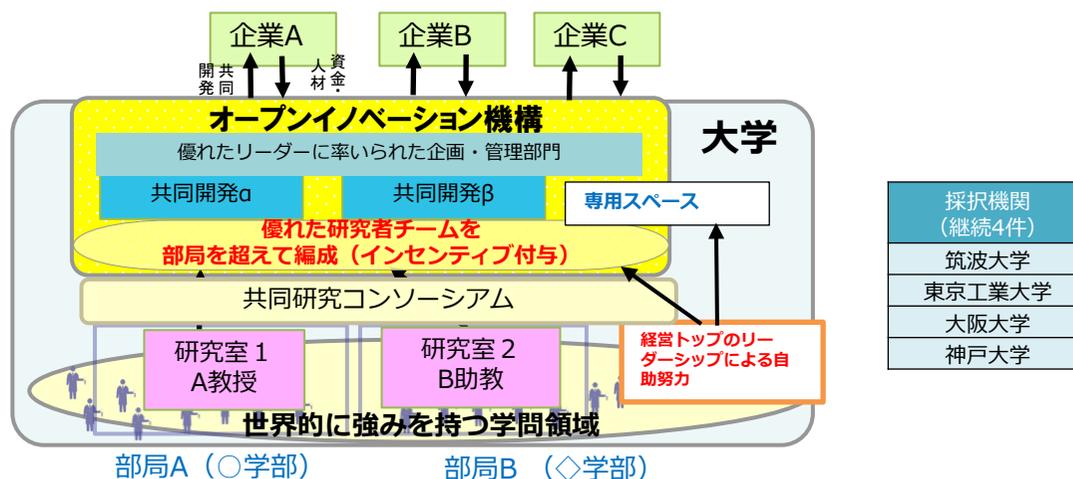
- 以下の要素を持つオープンイノベーション機構の整備に関し、高い意欲と優れた構想を持つ大学に対し、費用・リソース負担も含む大学側のコミットを条件として、5年間支援。

①大学の経営トップによるリーダーシップの下で、**プロフェッショナル人材（クリエイティブ・マネージャー）を集めた特別な集中的マネジメント体制（ある程度独立した財務管理システムを含む）の構築**

②**優れた研究者チームの部局を超えた組織化**

- 各大学のO I 機構においては、億円単位の大型プロジェクトを年間少なくとも数件運営し、支援終了時には間接経費や特許実施料収入などを基にした、自立的経営を目指す。

### 【事業イメージ】



# 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム

令和5年度予算額（案） 300百万円  
 (前年度予算額 1,181百万円)



## 背景・課題

- 社会課題を経済成長のエンジンへと押し上げていくためには、科学技術・イノベーションの力が不可欠とされている。（骨太の方針2022等）。
- 一方、地方大学・研究機関等に特徴ある研究資源があっても、事業化経験・ノウハウ及び資金等が不足しているため、事業化へのつながりが進まず、また、グローバルに展開可能な、社会的インパクトの大きい成功事例も少ない。
- 地方大学等の研究成果を事業化につなげるためには、多くの機能支援と資金が必要であるが、新型コロナウイルスによる影響で、さらなる支援が必要と叫ばれている。

＜地域イノベーション創出における課題＞  
 (上位2つ)  
 ▶ 応用・実用化研究から商品化が進まない【64.4%】  
 ▶ 資金の確保が難しい【53.3%】  
 (文科省アンケート調査)

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

## 第2章 1. (2)

地域の中核大学等が、**特色ある強みを発揮し**、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、**産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る**

## 同. (3)

起業拠点の整備を含めて**大学等も存分に活用しつつ**、**知的財産の保護・活用の推進**、規制・制度改革等を通じて**世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ**、大規模なスタートアップの創出に取り組む。

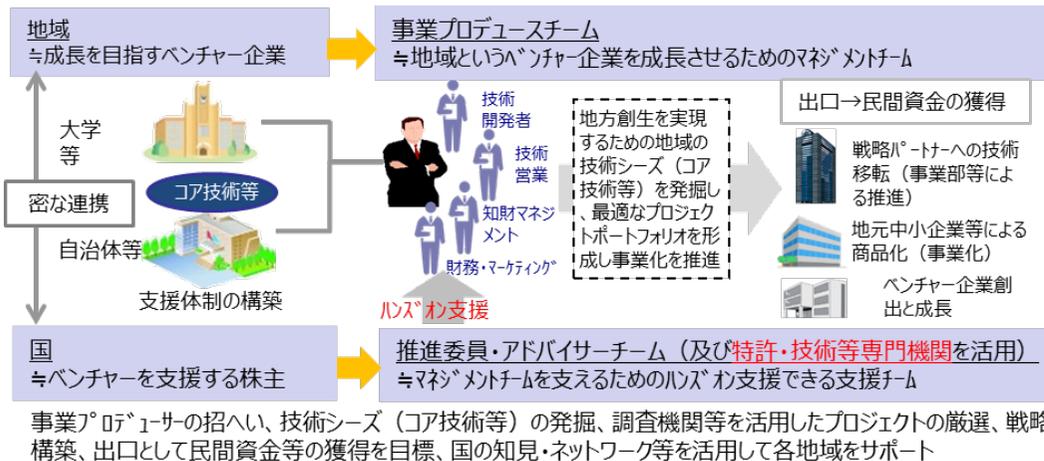
## 事業概要

### 【事業の目的・目標】

地域の成長に貢献しようとする地域大学に**事業プロデュースチームを創設し**、地域の**競争力の源泉（コア技術等）を核に**、地域内外の人材や技術を取り込み、グローバル展開が可能な事業化計画を策定し、社会的インパクトが大きく**地域の成長とともに国富の増大に資する事業化プロジェクトを推進**する。事業化を通じて、**日本型イノベーション・エコシステムの形成と地方創生**を実現する。

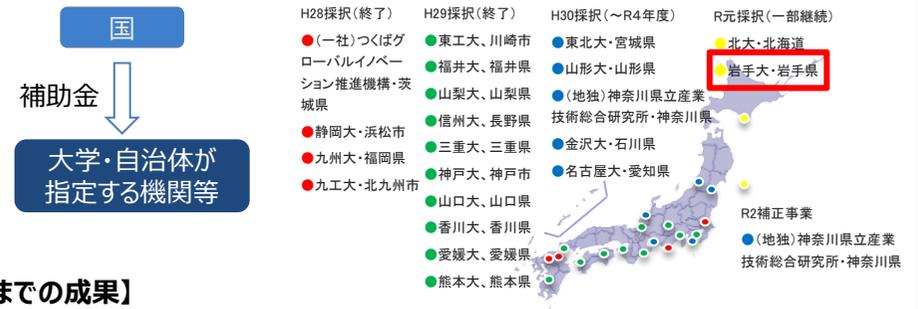
### 【事業概要・イメージ】

特徴ある研究資源を有する地域の大学において、事業化経験を持つ人材を中心とした**事業プロデュースチーム**を創設。**専門機関を活用し市場・特許分析を踏まえた事業化計画を策定し**、大学シーズ等の事業化を目指す。



### 【事業スキーム】

- 支援対象：大学・研究開発法人及び自治体が指定する機関等
- 事業規模：1.8億円程度／機関・年（継続・1件）
- 事業期間：平成28年度～1件あたり最大5年間の支援を実施



### 【これまでの成果】

- 平成28年度に4地域、29年度に10地域、30年度に5地域、令和元年度に2地域を採択。
- 令和2年度には補正予算による新型コロナウイルス対策事業を、採択された1地域で実施。
- これまでに以下のツールを通じて各地域の事業推進体制を構築。
  - ✓ 事業プロデューサーのリクルーティング、各地域の常時モニタリング
- 地域における取組
  - ✓ 製品版手術用立体内視鏡システム・改良型の完成（浜松）
  - ✓ 高耐久な有機EL青色・黄色発光材料の開発（福岡）
  - ✓ 希少糖の量産を可能とする酵素の選抜に成功（香川）
  - ✓ ベンチャーを設立し、9億円の外部資金を獲得（つくば）
  - ✓ 高齢者みまもりセンサ機器類の販売、浴室見守りセンサの販売を開始（北九州）

背景・課題

我が国の大学における知的財産による収入額は諸外国に比べて低く、事業化や大学発ベンチャー等の活用を意識した知財の発掘・権利化に係るマネジメント体制が未だ不十分である。大学には、我が国のイノベーション・エコシステムの根幹として、**研究成果から創出される発明等を適切に評価・活用できる知財マネジメント**が求められている。

【新しい資本主義の実行計画（令和4年6月7日閣議決定）】

- スタートアップ・大学における知的財産権の戦略的強化
- ・スタートアップが大学の知的財産権を事業化する環境整備に向け、大学の国際特許出願に対する支援強化、共有特許ルールの見直し、大学による株や新株予約権の取得に際しての制限の撤廃等を進める。

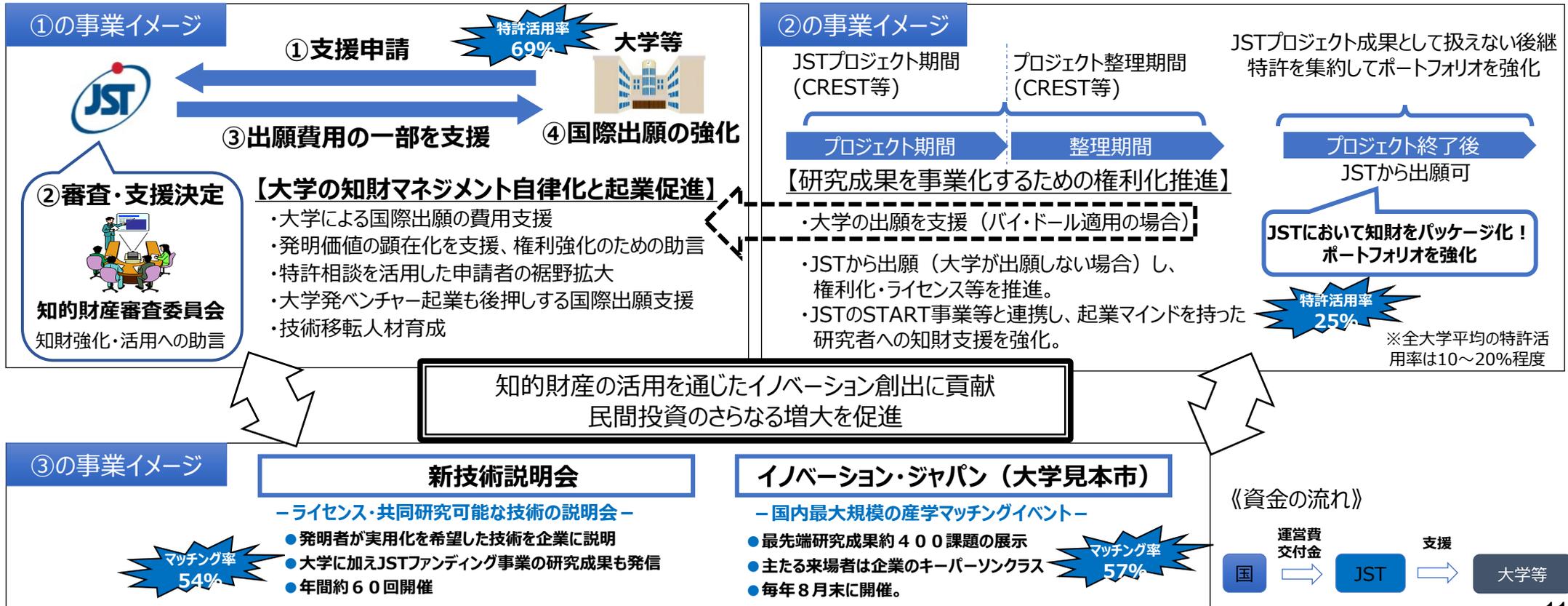
【統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日 閣議決定)】

- 第1章 2. (2) イノベーション・エコシステムの形成 ①スタートアップの徹底支援と民間資金を巻き込む資金循環の促進

事業概要

以下の3つの柱に基づいて、大学の知的財産マネジメントやベンチャー起業、JSTファンディング事業等を総合的に支援する。これにより、大学発ベンチャー起業及び企業との共同研究に不可欠な知的財産を確保し、権利の活用を通じたイノベーション創出に貢献して、民間投資の増大を促進する。

- ① 大学における知財マネジメントの自律化と起業促進のため、国際出願に関する助言も含めた権利化支援、技術移転に関する人材育成等を支援。
- ② JSTファンディング事業の研究成果の事業化に向け、技術移転等促進対応及び知財のパッケージ化を実施。
- ③ 大学の持つ技術シーズと企業ニーズとの橋渡し（産学マッチング）の機会を様々なイベントで提供。



## ◆ 施設概要

筑波研究学園都市における研究・教育機関の集積効果を高め、研究交流の推進によりその成果を発揮できるよう、研究上の接触の場を提供するとともに、科学技術に関する情報の提供を目的とし、国際会議場や会議室等を備える共同利用施設として昭和53年に設立。

国際会議場や会議室の運営、研究機関等が主催する会議やイベント等の情報提供に加え、筑波研究学園都市内における研究交流の活動の支援を実施。



## ◆ 活動状況

### 1. 筑波研究学園都市の研究機関等に対する共同利用施設としての提供

- ・ 筑波研究学園都市の研究機関等の職員に対して国際会議場や会議室を提供。研究機関間や研究者間の交流の場を提供することにより筑波研究学園都市における研究活動を促進。
- ・ 筑波研究学園都市の特徴を活かし、昨今の社会的にニーズに対応したスタートアップ企業の施設利用による支援を開始。

### 2. 筑波研究学園都市における研究交流推進業務の実施

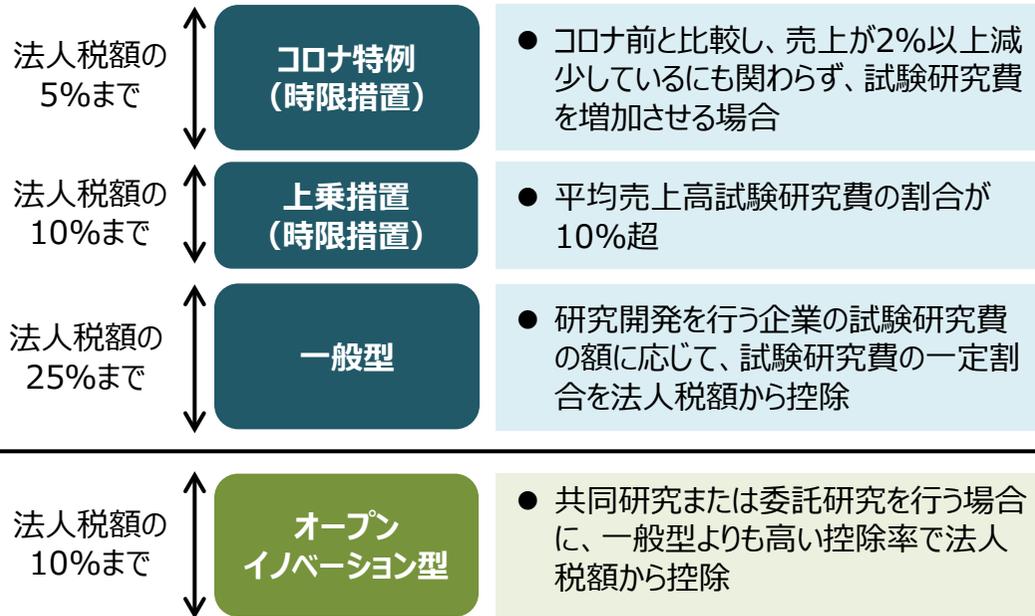
- ・ 研究交流・振興
  - 筑波研究学園都市交流協議会の事務局としての調整
  - 筑波研究学園都市の研究機関等に所属する職員に対する英語研修実施支援
- ・ その他
  - 筑波研究学園都市の研究機関等が実施する科学技術週間におけるイベント等の広報活動等
  - 記者クラブの設置による研究機関等の広報活動の支援

# 研究開発税制の概要

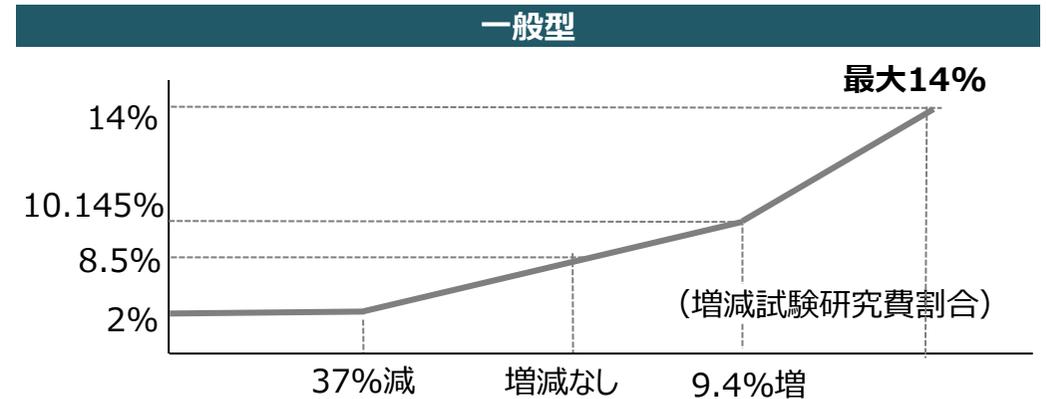
- 研究開発税制は、研究開発を行う企業が、**法人税額（国税）から、試験研究費の一定割合（2～14%）を控除**できる制度。控除できる金額は、原則として、**法人税額の25%**が上限。
- 民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、**イノベーション創出につながる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化**することを目的に措置。

## 現行制度

### ● 控除上限（法人税額の何%まで控除できるか）



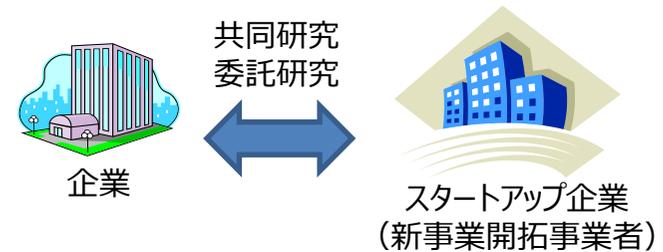
### ● 控除率（試験研究費の何%分を控除できるか）



# 令和5年度税制改正大綱（研究開発型スタートアップの範囲の拡大）

- オープンイノベーション型では、企業が、大学、研究機関、企業等と共同研究や委託研究を行う場合に、支出する試験研究費の一定割合（組む相手により20-30%となる）を法人税額（上限は法人税額全体の10%）から控除できる。
- 企業が革新的な新製品・新サービスを生み出すため、スタートアップの技術の取り込みが必要。また、スタートアップの事業成長の観点でも、事業会社との共同研究等の活用は非常に重要。
- 国内の既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを加速させるため、オープンイノベーション型において、共同研究等の対象となる研究開発型スタートアップの定義を見直し。

現状、企業がスタートアップ企業とオープンイノベーションを行った場合、控除率を25%とするには、産業競争力強化法に基づくファンドからの出資等が要件（控除率は通常20%）。



## 現行制度（約200社）

- ① 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業
- ② 研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの
  - A) 認定国立大学ファンドまたは研究開発法人が出資
  - B) 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等

## 見直し後（2,000社超）

※以下を満たすスタートアップに経産省の証明書を交付

- ① 設立15年未満（設立10年以上の場合は営業赤字）
- ② 売上高研究開発費割合10%以上
- ③ スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先
- ④ 未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等 14

# 令和5年度税制改正大綱（先導的研究開発人材の活用・育成）

博士人材等の企業での活躍を、**税制**で後押しします

- 博士等の高度人材は、特許出願件数や論文引用件数などにおいて高い生産性を有しており、研究開発の重要な担い手
- 一方で、我が国の民間企業の研究者に占める博士号取得者の割合は諸外国と比べて低い

## 令和5年度税制改正大綱

**研究開発税制<sup>※1</sup>のオープンイノベーション型**において、**博士号取得者**や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合、一定要件<sup>※2</sup>の下、**その人件費の一部を税額控除する制度**を新たに創設。



※1 企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じた金額を控除できる制度

※2 要件（概略）

(1) これらの人材にかかる人件費の割合（A/B）が対前年度で3%以上増加

A：以下の者の人件費（工業化研究を除く）

①博士号を取得して5年以内の者（雇用された後に博士号を取得した者を含む）

②他の事業者で10年以上研究業務に専ら従事した人材（雇用から5年以内）

B：試験研究費のうち、人件費

(2) 研究の内容を公募していること等

- イノベーションの源泉である博士人材等の、民間企業での活躍の場を拡大
- 博士号の取得という条件に特化した優遇措置は、税制全体でも初めて